

【労災保険指定薬局】

提出書類の詳細

1 新規指定申請のとき

※毎月1日を指定日とするため、20日までにご提出ください。

- (1) 労災保険指定薬局指定申請書〔様式第1号〕
- (2) 開設許可証（写）
- (3) 指定・指名機関登録（変更）報告書〔診機様式第22号〕
指定・指名機関登録（変更）報告書〔診機様式第23号〕

2 オンライン請求を希望するとき

- (1) （労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出

3 申請内容を変更するとき

変更届に記載されている項目に変更があったとき

- (1) 労災保険指定薬局変更届〔局様式〕
- (2) 指定・指名機関登録（変更）報告書〔診機様式第22号〕
指定・指名機関登録（変更）報告書〔診機様式第23号〕
- (3) （開設許可書に変更があったとき）変更後の開設許可書（写）

4 薬局を廃止、休止、再開したとき

- (1) 労災保険指定薬局廃止（休止・再開）届〔局様式〕

お問合せ先・提出先

〒730-8538

広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎2号館5階

☎ 082-221-9245

広島労働局労働基準部労災補償課 医療係